

5.2.2 電波障害

建築計画の変更に伴い、住棟の配置、建物形状、建物高さが変更となるため、計画建築物の存在による地上デジタル放送に対するテレビ電波の受信状況(遮へい障害、反射障害)及び衛星放送に対するテレビ電波の受信障害(遮へい障害)の予測・評価の見直しを行う。

(1) 予測事項

予測事項は、変更前と同様とした。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、変更前と同様とした。

(3) 予測地域

予測地域は、変更前と同様とした。

(4) 予測方法

予測方法は、変更前と同様とした。

(5) 予測結果

計画建築物の工事の完了後における送信対象別のテレビ電波障害範囲の予測結果(変更前後の重ね合わせ)は、図 5-2(1)～(3)に示すとおりである。

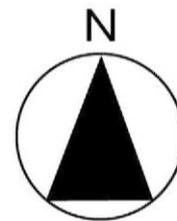
送信対象別にみると、NHK・民放(地上デジタル放送)の障害範囲は比較的狭く、MX テレビが比較的広い範囲で障害が生じる結果となっているが、評価書に記載されている障害範囲と同程度である。なお、衛星放送の障害範囲は非常に狭く、計画地外に障害範囲は生じない。また、反射障害についてはデジタル放送の特性から、発生しない結果となった。

なお、計画建築物建設後にテレビ受信障害が発生した家屋については、電波障害を解消するための適切な対応をとることとする。電波障害の発生が予測された地域以外において電波障害が発生した場合には、必要に応じて現地調査を行い、本事業に起因する障害であると判明した場合には、速やかに適切な対応を講じる。電波障害に関する問い合わせに対して相談窓口を設け、迅速かつ適切な対応を行う。テレビ電波の受信障害が発生した場合には、共同アンテナの設置、ケーブルテレビの加入促進等の適切な措置を講じることに万全を期す環境保全対策を講じることから、テレビ電波の受信障害は起きず、評価の指標である「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」を満足するものと予測する。



凡 例

- : 市境
- : 計画地
- : 遮へい障害予想範囲 (変更前)
- : 電波到来方向
- : 遮へい障害予想範囲 (変更後)
- : 再予測の対象とした計画建物



1:8,000

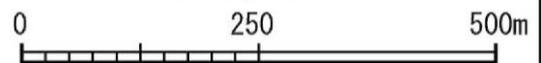
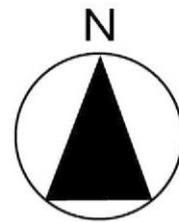


図 5-2(1) テレビ電波障害予測範囲図 (地上デジタル放送 (NHK・民放))



凡 例

- : 市境
- : 計画地
- : 遮へい障害予想範囲(変更前)
- : 電波到来方向
- : 遮へい障害予想範囲(変更後)
- : 再予測の対象とした計画建物



1 : 8, 000

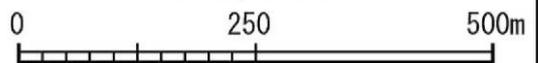
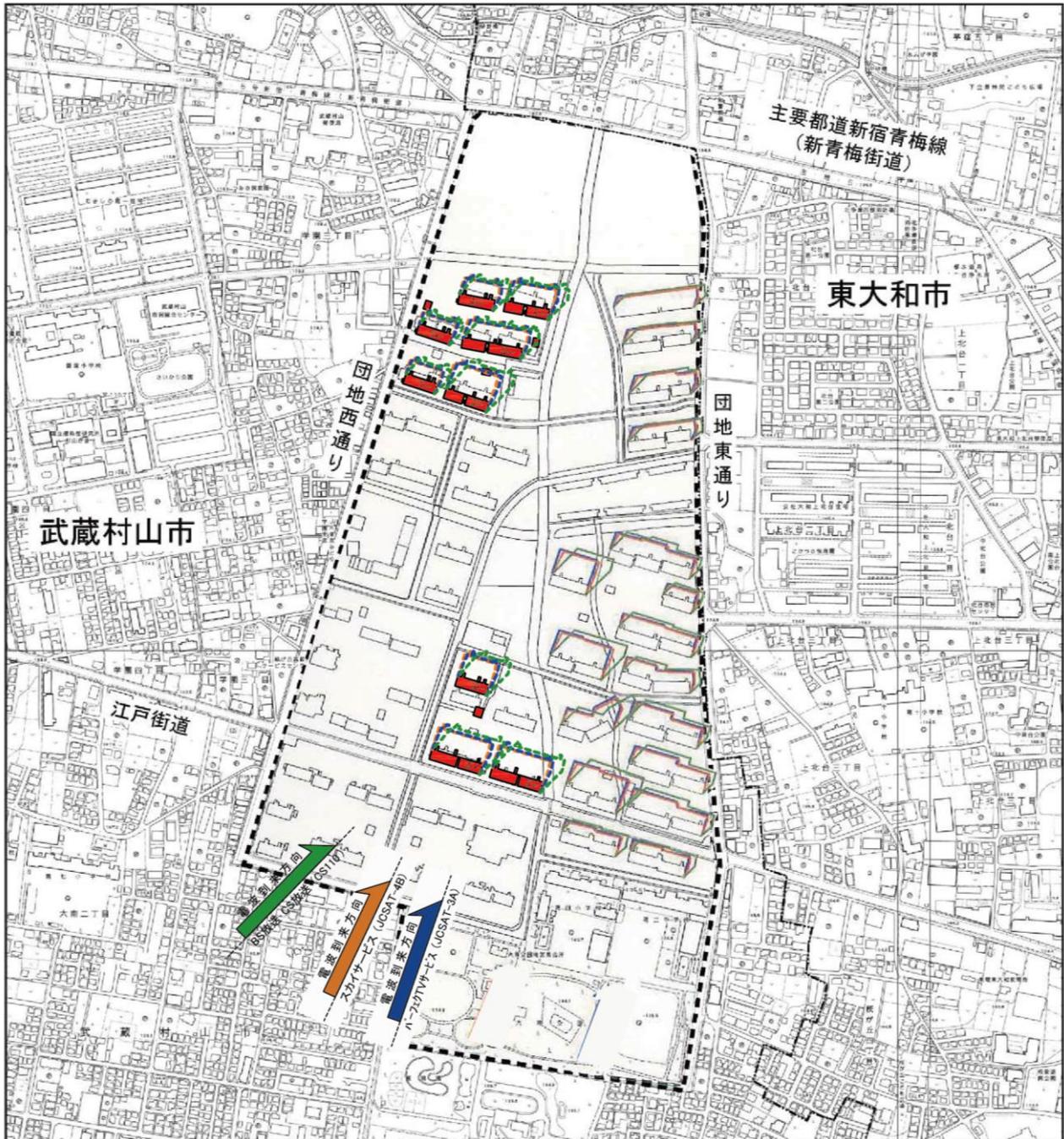


図 5-2(2) テレビ電波障害予測範囲図(地上デジタル放送(MX テレビ))



凡 例

- : 市境
- : 計画地
- : 遮へい障害予想範囲
衛星放送 (BS・CS110°)
- : 遮へい障害予想範囲
衛星放送 (JCSAT-4B)
- : 遮へい障害予想範囲
衛星放送 (JCSAT-3A)
- ↖ : 電波到来方向
- : 再予測の対象とした計画建物
実線…変更前、点線…変更後



1:8,000

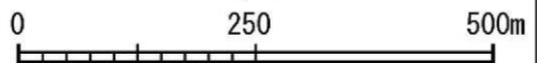


図 5-2(3) テレビ電波障害予測範囲図 (衛星放送)